

## 生徒心得

### I 服装について

1.特に指定された場合を除いては、本校指定の制服を着用する。

2.本校指定の制服

冬季

男子 指定の学生服上着、ズボン、白色無地のワイシャツ

女子 指定のブレザー、スカート、リボン、白色無地のワイシャツ、ブラウス

夏季 6月～9月は男子の学生服上着、女子のブレザーは着用しなくてもよい。

男子 指定のズボン、白色無地のワイシャツ、または白色無地のポロシャツ

女子 指定のスカート、白色無地のワイシャツ、ブラウスまたは白色無地のポロシャツ

3.防寒用として本校指定のセーター、ベストの着用を認める。

4.パーカー、トレーナー、スカートの下にスウェット、ジヤージの着用は認めない。

5.学生服・スカート丈を短くするなど、制服は加工してはならない。女子のスカート裾には「N」の刺繍が入っていること。

6.女子は指定のスカート以外に指定のスラックスを選択することが可能。

7.靴は原則スニーカー又は、ローファー等の革靴と

する。

8. 登下校時、防寒具としてコートの着用を認めるが、華美なものは避け、学生服上着、ブレザーの上から着用する。
9. 特別な事情により本規定以外の服装をする場合は、保護者の同意を得てHR担任に異装願いを提出し生徒指導部の許可を得ること。
10. 体育の授業時には、所定の体育着、体育館シューズを使用すること。

## II 学校生活について

1. 欠席・遅刻・早退をする時は、必ずHR担任に、電話・生徒手帳等で届け出をすること。
2. 自習時間及び空き時間の時は、静かに自習し、他の授業の妨害になるような行為は慎むこと。
3. 生徒は、普通授業の時は午前8時30分までに登校し、午後5時00分までに下校しなければならない。  
部活動の延長については、別途定める。延長届は、職員室に提出する。休業中については別途定める。
4. 所持品には必ず記名し、ロッカーで保管すること。  
貴重品や多額の金銭は、持ってこないこと。
5. 学校の施設・器物等を破損した時は、HR担任に報告すること。(原則として弁償となる。)
6. 登校日以外の日にはやむを得ない理由で登校する

者は、担当教員の指導に従うこと。施設を使用する場合は、「学校施設使用について」を守ること。

7. 電話口への呼び出し・取りつきは特別の事情がない限り行わない。ただしその用件は担任を通じて本人に伝達する。
8. 原則としてアルバイトはしないこと。どうしても必要のあるときは、保護者・担任とよく相談すること。
9. エレベータの生徒使用は禁止である。けがなどで使用の必要性がある場合は担任に申し出ること。

### Ⅲ 高校生活においてしてはならないこと

1. 暴力行為、暴言、いじめ、危険行為、悪ふざけ等。
2. 器物や施設の破壊行為。
3. 机、イス、ロッカー、壁などへの落書き、シール貼り。
4. 授業中の携帯電話、飲食等。
5. 授業に集中せず他生徒勉強の妨げとなる行為。
6. 他の生徒の人権を侵害し正常な学校生活の妨げとなる行為。
7. 飲酒、喫煙(喫煙具の所持・喫煙同席も含む)。
8. 薬物の乱用。
9. 万引き、窃盗。
10. 考査時の不正行為及び不正と疑われる行為。
11. 自動車、オートバイ、原動機付自転車での登下校。同情含む。

12. 自転車登校許可のない者の自転車登下校。
13. 頭髪の染色、脱色、パーマ、かつらやエクステンション等の加工。
14. ピアス、イヤリングなど装身具の着用、口紅、マニキュアなどの化粧。
15. 認められた服装以外による登下校。
16. 遅刻、中抜け、無断外出、無断早退。
17. SNS 等によるいじめやトラブル(悪口、個人情報、画像などの流出)を起こす行為。
18. その他教員の指導に従わない行為。

上記の各事項に違反した者、及びそれ以外にも高校生活において安全・安心を脅かす者。高校生にふさわしくないと判断される行為を行った者は、問題の質や程度に応じて厳しく指導する。

#### IV 校内団体について

##### 1. 公示物について

- (1) 公示物は顧問(顧問なき場合は生徒指導部)に相談して公示すること。
- (2) 公示場所は所定の場所にかぎる。
- (3) 公示した者は責任をもって取除くこと。
- (4) 公示物には責任者の氏名を明記すること。

(注) 公示物…ポスター、印刷物、ビラ、刊行物、雑誌、立看板などをいう。

##### 2. 学校施設使用について

- (1)下校時以降及び休日に学校施設を使用する場合は、所定の学校施設使用許可願を提出しなければならない(用紙は職員室)。
- (2)学校施設使用許可願は、使用する2日前までに顧問(顧問なき時は担任教諭又は生徒指導部の承認を経て副校長に提出すること。)
- (3)継続的又は臨時に集会、講習会、研究会等を行う時は、所定の許可願を生徒指導部に提出すること。

### 3.生徒団体の結成について

- (1)生徒の結成する団体には必ず顧問を置かなければならない。顧問は本校専任教諭に限る。
- (2)生徒が団体を結成する場合は、団体結成願を生徒指導部に提出し職員会議の許可を受けなければならない。
- (3)校内団体は、本校に在籍する者のみを以て構成する。
- (4)生徒会にかかわる団体の昇格、降格は一定の基準に照らして決定される。(昇格、降格基準参照のこと。)
- (5)コーチの委嘱について  
生徒会に属する各団体(あるいはこれに準ずるもの)がコーチ又は指導者を本校職員以外から求める時は、顧問を通じて生徒指導部に届け出て学校の許可を受けなければならない。  
委嘱をうけるコーチ、指導者には学校長より委嘱

証が交付される。

#### (6)合宿について

合宿の際には、場所・期間・指導者名・参加者名簿・日程(計画表)・費用等を記入した願書を、指示された日時までに生徒指導部に届け出て許可を求めなければならない。

次のいずれかに該当する場合、合宿は許可されない。

校舎を使用する合宿顧問なき合宿

その他不相当と思われる理由のある場合

#### (7)対外試合等について

対外試合等校外施設を使用する場合には、一週間前までに所定の様式の届けを生徒指導部に提出すること。

### 賞 罰

1. 学校長は教育上必要と認めたときは懲戒を加えることができる。

○退学 ○停学 ○訓告 ○訓戒その他

2. 学校生活の規律を著しく逸脱し、改善の余地がないと認められる者について、学校長は退学を命ずることができる。